

新型コロナウイルス感染症に係る新規の感染者が確認された場合等の学校対応について

1 本県が「山形県における新型コロナ対応の目安〔注意・警報レベル〕1から3」に区分される場合

(1) 学校関係者に感染が確認されていない場合 ※学校関係者とは、生徒及び教職員

何よりも生徒の安全確保のため、生徒の検温の有無の確認など健康観察を行うほか、咳エチケットや手洗いなどの基本的な感染防止対策を徹底する。

学校がクラスターとならないよう、㊦こまめな換気、㊧十分に生徒間の間隔をとる、㊨近距離での会話を避けるなど感染リスクが高まる3つの条件を十分考慮し、活動内容に対応した感染クラスター発生防止対策を講じた上で、学習指導を行う。

(2) 学校関係者に感染が確認された等の場合

① 学校関係者の同居している家族等が、感染者の濃厚接触者にあたりと特定された場合またはPCR検査の受検対象者と判断された場合

- ・ 保健所と相談の上、必要に応じて、学校関係者本人を自宅待機とするとともに、(1)と同様の対応とする。

② 学校関係者が、PCR検査の受検対象者と判断された場合

- ・ 当該本人を、自宅待機とするとともに、(1)と同様の対応とする。

③ 学校関係者が、感染者の濃厚接触者にあたりと特定された場合

- ・ 当該本人は、感染者と最後に濃厚接触した日から2週間の健康観察期間中、自宅待機するとともに、保健所と相談の上、当該本人の学校における活動の態様、接触者の多寡を踏まえて、必要に応じて校内消毒等の対策を講じる。対策の実施等に必要な場合、学校の一時閉鎖を行う。
- ・ 閉鎖解除後は、(1)と同様の感染防止対策等を再開するとともに、生徒の健康観察の徹底や連絡体制の確認などを行う。

④ 学校関係者の感染が判明した場合

- ・ 濃厚接触者が保健所により特定されるまでの間、学校を閉鎖する。併せて、感染者の学校における活動の態様、接触者の多寡を踏まえて、保健所と相談の上、校内消毒等の対策を講じる。
- ・ 「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営に関するガイドライン」に準じ、健康福祉部をはじめとした関係部局や関係機関と連携し、感染者の学校内での活動状況を踏まえ、学校内で感染が広がっている可能性が高いと判断した場合には、新たな臨時休業の実施を含む臨機応変な対策を別途講じる。

2 本県が「山形県における新型コロナ対応の目安〔注意・警報レベル〕4から5」に区分される場合

「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営に関するガイドライン」に準じ、健康福祉部をはじめとした関係部局や関係機関と連携の上、原則として学校単位に、新たな臨時休業の実施を含めた対策を別途講じる。

自治体首長から地域全体の活動自粛を強化する一環として要請があった場合、感染者が発生していない学校を含めた地域一斉の臨時休業を検討する。

山形県における新型コロナ対応の目安
〔注意・警戒レベル〕

	状態	目安となる指標	対応策
レベル 1	県内では確認されていないが、国内で感染者が確認されている状態	—	<ul style="list-style-type: none"> ・県民は「新・生活様式」の実践を心がける ・事業者は、業種別の感染拡大予防ガイドラインに取り組む ○感染が増加している地域への移動はできるだけ控えるよう、県民に呼びかけ なお、必要があつて移動する場合は、移動先での「新・生活様式」を徹底するよう、呼びかけ
レベル 2 【注意】	県内で感染者の確認が限定的な状態	【1週間あたりの新規感染者数】 1人／週 以上	<ul style="list-style-type: none"> レベル1に加え、 ○「新・生活様式」の実践及び業種別感染拡大予防ガイドラインの徹底を県民と事業者に呼びかけ ○発熱等の症状がある方への早期受診相談の呼びかけ ○業界団体に対し、ガイドライン実践の自主点検を依頼
レベル 3 【警戒】	感染の広がりが懸念される状態	【感染経路不明者数】 1人／週 以上 かつ 【重度入院患者数】 1人以上 以下の指標も参酌する。 【1週間あたりの新規感染者数】 【60歳以上の入院患者数】	<ul style="list-style-type: none"> レベル2対応策に加え、 ○感染発生の状況や特徴に応じた注意喚起や感染防止対策の徹底を協力依頼
レベル 4 【特別警戒】	感染が拡大傾向にある状態	【感染経路不明者数】 2人／週 以上 かつ 【重度入院患者数】 3人以上 以下の指標も参酌する。 【1週間あたりの新規感染者数】 【60歳以上の入院患者数】	<ul style="list-style-type: none"> レベル3に加え、 ○感染発生の状況や特徴に応じた行動を協力依頼
レベル 5 【非常事態】	感染が拡大し、医療提供体制のひっ迫が懸念される状態	医療現場のひっ迫状況を踏まえて判断 下の指標も参酌する。 【重度入院患者数】 【1週間あたりの新規感染者数】 【60歳以上の入院患者数】	<ul style="list-style-type: none"> ○県独自の非常事態宣言の発出 ○新型インフルエンザ等対策特別措置法 第24条第9項に基づき次の事項を協力要請

- ◆ 各レベルの適用にあたっては、上記内容に加え、県内における感染の具体的状況(地域分布、クラスター発生状況等)や、首都圏や近隣県の感染状況なども踏まえ、総合的に判断する。
- ◆ この目安は、新型コロナに関する今後の状況変化に応じて随時見直すこととする。